

令和 7 年 6 月 17 日 提出

今治市議会定例会（第 3 回）議案

今治市議会定例会（第3回）議案目次

議案番号	件名	ページ
57	令和7年度 今治市一般会計補正予算（第3号）	別冊
58	今治市土地開発許可等手数料条例の一部を改正する条例制定について	1
59	今治市営運動場条例の一部を改正する条例制定について	7
60	今治市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例	13
	の一部を改正する条例制定について	
61	今治市多目的温泉保養館条例の一部を改正する条例制定について	19
62	今治市鈍川せせらぎ交流館条例の一部を改正する条例制定について	25
63	今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例の一部を改正する条例制定	29
	について	
64	救助工作車製造請負契約の締結について	33
65	財産の取得について（ネットワーク関連機器）	35
66	財産の取得について（一般事務用コンピュータ機器）	39
67	財産の取得について（高規格救急自動車）	43
68	財産の取得について（校務用パソコン）	47
69	財産の取得について（学習用タブレット端末）	51
70	今治市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	55
71	今治市辺地総合整備計画の策定について	59
72	市道の認定について	65

73	専決処分について	93
	・令和6年度 今治市一般会計補正予算（第9号）	95
	・今治市市税条例の一部を改正する条例制定について	111
	・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	139
	・今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の ための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制 定について	145
	・令和7年度 今治市一般会計補正予算（第1号）	149
	・令和7年度 今治市一般会計補正予算（第2号）	163



今治市土地開発許可等手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部改正に伴い、手数料を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。



## 今治市土地開発許可等手数料条例の一部を改正する条例

今治市土地開発許可等手数料条例(平成17年今治市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「130,000円」を「140,000円」に改め、同条第2号ア中「8,800円」を「8,900円」に、「22,000円」を「23,000円」に改め、同条第4号中「47,000円」を「48,000円」に改め、同条第5号中「26,000円」を「27,000円」に改め、同条第6号中「100,000円」を「101,000円」に改める。

第5条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 火災、水害、崖崩れその他市長が特に認める災害により滅失し、又は破損した住宅等を建築する場合であるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の今治市土地開発許可等手数料条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市土地開発許可等手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧
(手数料)	(手数料)
第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。	第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。
(1) 優良宅地造成認定申請手数料	(1) 優良宅地造成認定申請手数料
造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 89,000円	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 89,000円
造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 1件につき <u>140,000円</u>	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 1件につき <u>130,000円</u>
造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 1件につき 200,000円	造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 1件につき 200,000円
造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1 ヘクタール未満 1件につき 270,000円	造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1 ヘクタール未満 1件につき 270,000円
造成宅地の面積が1ヘクタール以上3 ヘクタール未満 1件につき 400,000円	造成宅地の面積が1ヘクタール以上3 ヘクタール未満 1件につき 400,000円
造成宅地の面積が3ヘクタール以上6 ヘクタール未満 1件につき 520,000円	造成宅地の面積が3ヘクタール以上6 ヘクタール未満 1件につき 520,000円
造成宅地の面積が6ヘクタール以上10 ヘクタール未満 1件につき 680,000円	造成宅地の面積が6ヘクタール以上10 ヘクタール未満 1件につき 680,000円
造成宅地の面積が10ヘクタール以上 1件につき 900,000円	造成宅地の面積が10ヘクタール以上 1件につき 900,000円

(2) 開発行為許可申請手数料

ア 主として自己の住居の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満  
1件につき 8,900円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上  
0.3ヘクタール未満 1件につき  
23,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上  
0.6ヘクタール未満 1件につき  
45,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1  
ヘクタール未満 1件につき  
89,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上3  
ヘクタール未満 1件につき  
130,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上6  
ヘクタール未満 1件につき  
180,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上10  
ヘクタール未満 1件につき  
230,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上  
1件につき 310,000円

イ・ウ 略

(3) 略

(4) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 1件につき

(2) 開発行為許可申請手数料

ア 主として自己の住居の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満  
1件につき 8,800円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上  
0.3ヘクタール未満 1件につき  
22,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上  
0.6ヘクタール未満 1件につき  
45,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1  
ヘクタール未満 1件につき  
89,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上3  
ヘクタール未満 1件につき  
130,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上6  
ヘクタール未満 1件につき  
180,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上10  
ヘクタール未満 1件につき  
230,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上  
1件につき 310,000円

イ・ウ 略

(3) 略

(4) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 1件につき

48,000円

(5) 予定建築物等以外の建築等許可申請  
手数料 1件につき 27,000円

(6) 開発許可を受けない市街化調整区域  
内の土地における建築等許可申請手数料

敷地の面積が0.1ヘクタール未満 1件  
につき 7,100円

敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘ  
クタール未満 1件につき 19,000  
円

敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘ  
クタール未満 1件につき 40,000  
円

敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘク  
タール未満 1件につき 71,000円

敷地の面積が1ヘクタール以上 1件  
につき 101,000円

(7)～(9) 略

(手数料の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当す  
るものに対しては、手数料の全部又は一部を  
減額し、又は免除することができる。

(1) 略

(2) 火災、水害、崖崩れその他市長が特に  
認める災害により滅失し、又は破損した住  
宅等を建築する場合であるもの

(3) 略

2 略

47,000円

(5) 予定建築物等以外の建築等許可申請  
手数料 1件につき 26,000円

(6) 開発許可を受けない市街化調整区域  
内の土地における建築等許可申請手数料

敷地の面積が0.1ヘクタール未満 1件  
につき 7,100円

敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘ  
クタール未満 1件につき 19,000  
円

敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘ  
クタール未満 1件につき 40,000  
円

敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘク  
タール未満 1件につき 71,000円

敷地の面積が1ヘクタール以上 1件  
につき 100,000円

(7)～(9) 略

(手数料の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当す  
るものに対しては、手数料の全部又は一部を  
減額し、又は免除することができる。

(1) 略

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) 略

2 略

今治市営運動場条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

上浦多々羅スポーツ公園運動場の使用料を改定しようとするもの。



## 今治市営運動場条例の一部を改正する条例

今治市営運動場条例（平成17年今治市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表第6しまなみドームの部温泉・温水プールの項中「610円」を「810円」に、「310円」を「410円」に、「370円」を「490円」に、「11枚つづり」を「12枚つづり」に、「6,100円」を「8,100円」に、「3,100円」を「4,100円」に、「3,700円」を「4,900円」に、「13,420円」を「16,400円」に、「6,820円」を「8,300円」に、「8,140円」を「10,000円」に改め、同部温泉の項中「420円」を「560円」に、「210円」を「280円」に、「340円」を「450円」に、「11枚つづり」を「12枚つづり」に、「4,200円」を「5,600円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「3,400円」を「4,500円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市営運動場条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものについて適用する。ただし、回数券又は会員証の発行による使用にあつては施行日以後の発行に係るものについて適用する。

「参 考」

今治市営運動場条例改正条項新旧対照表

新					旧								
別表第6（第7条、第17条の4関係） 今治市営上浦多々羅スポーツ公園運動場 使用料					別表第6（第7条、第17条の4関係） 今治市営上浦多々羅スポーツ公園運動場 使用料								
区分		使用時間		使用料	区分		使用時間		使用料				
略					略								
しまな みドー ム	温泉・温水 プール	1人1 回	一般	810円	しまな みドー ム	温泉・温水 プール	1人1 回	一般	610円				
			中学生 以下	410円				中学生 以下	310円				
			65歳以 上	490円				65歳以 上	370円				
			回数券 (12枚 つづり)	一般 8,100円 中学生 4,100円 以下				回数券 (11枚 つづり)	一般 6,100円 中学生 3,100円 以下				
			65歳以 上	4,900円				65歳以 上	3,700円				
			3箇月 会員	一般 16,400円 中学生 8,300円 以下				3箇月 会員	一般 13,420円 中学生 6,820円 以下				
			65歳以 上	10,000円				65歳以 上	8,140円				
			温泉	1人1 回				一般	560円	温泉	1人1 回	一般	420円
								中学生 以下	280円			中学生 以下	210円
								65歳以 上	450円			65歳以 上	340円
								回数券	一般 5,600円			回数券	一般 4,200円

		(12枚 つづり)	中学生 以下	<u>2,800円</u>
			65歳以 上	<u>4,500円</u>
	略			
略				
備考 略				

		(11枚 つづり)	中学生 以下	<u>2,100円</u>
			65歳以 上	<u>3,400円</u>
	略			
略				
備考 略				



今治市地域包括支援センターの人員及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。



今治市地域包括支援センターの人員及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改める。

第3条第1項中「法第24条第2項に規定する」を削り、同条第2項中「ロ(2)」を「イ」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき人員の配置基準は、地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員に換算する方法をいう。）によることができる。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、別表に定めるおおむね3,000人以上6,000人未満の人員配置基準の各号に掲げる員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれこの基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき人員の配置基準は、同号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の人員配置基準について適用し、同日前の人員配置基準については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市地域包括支援センターの人員及び運営に  
関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、別表に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、_____介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(人員に関する基準)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、別表に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、<u>法第24条第2項に規定する</u>介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(人員に関する基準)</p>

第4条 1の地域包括支援センターが置くべき人員の配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、原則として別表のとおりとする。ただし、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき人員の配置基準は、地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員に換算する方法をいう。）によることができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、別表に定めるおおむね3,000人以上6,000人未満の人員配置基準の各号に掲げる員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれこの基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき人員の配置基準は、同号に掲げる者のうちから2人とする。

第4条 1の地域包括支援センターが置くべき人員の配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、原則として別表のとおりとする。



今治市多目的温泉保養館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

多目的温泉保養館の使用料を改定しようとするもの。



## 今治市多目的温泉保養館条例の一部を改正する条例

今治市多目的温泉保養館条例（平成17年今治市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般の部個人1回利用の款大人（高校生以上）の項使用料の左欄中「円」を削り、「730」を「780円」に改め、同項使用料の右欄中「520円」を「560円」に改め、同部中「420」を「450円」に、「260」を「280円」に、「7,300」を「7,800円」に、「3,650」を「3,900円」に、「4,200」を「4,500円」に、「2,100」を「2,250円」に、「2,600」を「2,800円」に、「1,300」を「1,400円」に改め、同表会員の部中「36,600」を「38,600円」に、「18,300」を「19,300円」に、「9,150」を「9,650円」に、「32,940円」を「34,740円」に、「16,470円」を「17,370円」に、「8,240円」を「8,690円」に、「20,440」を「21,630円」に、「10,220」を「10,820円」に、「5,110」を「5,410円」に改め、同表団体の部中「520」を「560円」に、「310」を「340円」に、「210」を「230円」に改める。

別表第2中「520円」を「560円」に、「420円」を「450円」に、「310円」を「340円」に、「210円」を「230円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市多目的温泉保養館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものについて適用する。ただし、回数券又は会員証の発行による使用にあつては施行日以後の発行に係るものについて適用する。

「参 考」

今治市多目的温泉保養館条例改正条項新旧対照表

新					旧				
別表第1（第14条関係） クアハウス今治使用料					別表第1（第14条関係） クアハウス今治使用料				
区分			使用料		区分			使用料	
一 般	個人1 回利用	大人(高校生以上)	780円	65歳以上の者 560円	一 般	個人1 回利用	大人(高校生以上)	730円	65歳以上の者 520円
		小人(小学生及び中学生)	450円				小人(小学生及び中学生)	420円	
		幼児(3歳以上小学校入学まで)	280円				幼児(3歳以上小学校入学まで)	260円	
個人回 数券	大人(高校生以上)	12枚綴	7,800円	回数券の有効期間は、2年間とする。	個人回 数券	大人(高校生以上)	12枚綴	7,300円	回数券の有効期間は、2年間とする。
		6枚綴	3,900円				6枚綴	3,650円	
		小人(小学生及び中学生)	4,500円					小人(小学生及び中学生)	
個人回 数券	大人(高校生以上)	12枚綴	2,800円	回数券の有効期間は、2年間とする。	個人回 数券	大人(高校生以上)	12枚綴	2,600円	回数券の有効期間は、2年間とする。
		6枚綴	1,400円				6枚綴	1,300円	
		幼児(3歳以上小学校入学まで)	2,800円					幼児(3歳以上小学校入学まで)	
会 員 用	個人1 年間利 用	大人(高校生以上)	38,600円		会 員 用	個人1 年間利 用	大人(高校生以上)	36,600円	
		小人(小学生及び中学生)	19,300円				小人(小学生及び中学生)	18,300円	
		幼児(3歳以上)	9,650円				幼児(3歳以上)	9,150円	

	上小学校入学まで)		
	家族(各人の 大会員証発行)	38,600円 + (加算額)	加算額は大人1人を除き1人当たり 大人 34,740円 小人 17,370円 幼児 8,690円
個人6 月間利 用	大人(高校生以上)	21,630円	
	小人(小学生及び中学生)	10,820円	
	幼児(3歳以上小学校入学まで)	5,410円	
団 体 上	15人以上 大人(高校生以上)	560円	
	小人(小学生及び中学生)	340円	
	幼児(3歳以上小学校入学まで)	230円	

別表第2 (第14条関係)

土曜日の一般個人1回利用の使用料

区分		使用料	
個人 1回	大人(高校生以上)	560円	65歳以上の者 450円

	上小学校入学まで)		
	家族(各人の 大会員証発行)	36,600 + (加算額)	加算額は大人1人を除き1人当たり 大人 32,940円 小人 16,470円 幼児 8,240円
個人6 月間利 用	大人(高校生以上)	20,440	
	小人(小学生及び中学生)	10,220	
	幼児(3歳以上小学校入学まで)	5,110	
団 体 上	15人以上 大人(高校生以上)	520	
	小人(小学生及び中学生)	310	
	幼児(3歳以上小学校入学まで)	210	

別表第2 (第14条関係)

土曜日の一般個人1回利用の使用料

区分		使用料	
個人 1回	大人(高校生以上)	520円	65歳以上の者 420円

利用	小人(小学生及び中学生)	<u>340円</u>	
	幼児(3歳以上小学校入学まで)	<u>230円</u>	

利用	小人(小学生及び中学生)	<u>310円</u>	
	幼児(3歳以上小学校入学まで)	<u>210円</u>	

今治市鈍川せせらぎ交流館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

鈍川せせらぎ交流館の使用料を改定しようとするもの。



## 今治市鈍川せせらぎ交流館条例の一部を改正する条例

今治市鈍川せせらぎ交流館条例（平成17年今治市条例第195号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「420円」を「560円」に、「210円」を「280円」に、「340円」を「450円」に、

「

回数券（11枚つづり）	大人	4,200円
	小人	2,100円

」

を

「

回数券（12枚つづり）	大人	5,600円
	小人	2,800円
	高齢者	4,500円

」

に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市鈍川せせらぎ交流館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものについて適用する。ただし、回数券の発行による使用にあつては施行日以後の発行に係るものについて適用する。

「参 考」

今治市鈍川せせらぎ交流館条例改正条項新旧対照表

新			旧		
別表第1（第9条、第15条関係） 入浴料			別表第1（第9条、第15条関係） 入浴料		
区分		金額	区分		金額
大人（中学生以上）		<u>560円</u>	大人（中学生以上）		<u>420円</u>
小人（3歳以上小学生以下）		<u>280円</u>	小人（3歳以上小学生以下）		<u>210円</u>
高齢者（65歳以上）		<u>450円</u>	高齢者（65歳以上）		<u>340円</u>
回数券（12枚つづり）	大人	<u>5,600円</u>	回数券（11枚つづり）	大人	<u>4,200円</u>
	小人	<u>2,800円</u>		小人	<u>2,100円</u>
	高齢者	<u>4,500円</u>		——	——

今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

大三島海洋温浴館の使用料を改定しようとするもの。



今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例の一部を改正する条例

今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例（平成17年今治市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「520円」を「700円」に、「260円」を「350円」に、「420円」を「560円」に、

「

回数券（11枚つづり）	大人	5,200円
	小人	2,600円

」

を

「

回数券（12枚つづり）	大人	7,000円
	小人	3,500円
	高齢者	5,600円

」

に、「32,500円」を「40,000円」に改め、同表備考を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものについて適用する。ただし、回数券又は会員券の発行による使用にあつては施行日以後の発行に係るものについて適用する。

「参 考」

今治市大三島海洋温浴館及び農村交流館条例改正条項新旧対照表

新			旧		
別表第1（第9条、第15条関係） 浴場使用料			別表第1（第9条、第15条関係） 浴場使用料		
区分		金額	区分		金額
一般	大人（中学生以上）	700円	一般	大人（中学生以上）	520円
	小人（3歳以上小学生以下）	350円		小人（3歳以上小学生以下）	260円
	高齢者（65歳以上の者）	560円		高齢者（65歳以上の者）	420円
	回数券（12枚つ ぶり）			回数券（11枚つ ぶり）	
	大人	7,000円		大人	5,200円
	小人	3,500円		小人	2,600円
	高齢者	5,600円			
会員	個人1年間利用	40,000円	会員	個人1年間利用	32,500円
			備考 回数券の有効期間は、1年間とする。		

救助工作車製造請負契約の締結について

救助工作車を製造するため、次の請負契約を締結する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 救助工作車製造                                     |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                      |
| 3 購入金額   | 189,530,000円                                |
| 4 契約の相手方 | 松山市大手町一丁目10番地1<br>株式会社岩本商会<br>代表取締役社長 仙波 誉子 |

「参 考」

1 救助工作車の概要

ディーゼル車

4WD

オートマチック仕様

高度救助資機材

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
株式会社岩本商会	189,530,000 円
株式会社ヤマダ	192,500,000
小川ポンプ工業株式会社	193,380,000
有限会社愛媛芝浦ポンプ商会	193,765,000
株式会社新日本ライフテック	194,260,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

3 納期

令和8年3月31日

4 仮契約締結年月日

令和7年4月25日

財産の取得について（ネットワーク関連機器）

次のとおりネットワーク関連機器を購入する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 品名及び数量 | ネットワーク関連機器一式（別紙内訳書のとおり）                     |
| 2 購入の目的  | 耐用年数経過によるネットワーク関連機器の更新                      |
| 3 購入方法   | 指名競争入札                                      |
| 4 購入金額   | 184,250,000円                                |
| 5 購入の相手方 | 今治市南大門町一丁目1番地の15<br>四国通建株式会社<br>代表取締役 高木 康弘 |

「別 紙」

ネットワーク関連機器内訳書

区 分	品 名	数 量
ネットワーク関連機器	レイヤ3スイッチ	22台
	センタールータ	4台
	認証装置	2台
	ロードバランサ兼プロキシサーバ	2台
	情報ラック及び免震装置	1式
	無停電電源装置	11台

「参 考」

ネットワーク関連機器入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	184,250,000 円
アカマツ株式会社 今治営業所	191,180,000
ケーオー商事株式会社	192,720,000
BEMAC株式会社	196,900,000
株式会社 I J C	辞退
越智電機産業株式会社	辞退

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（一般事務用コンピュータ機器）

次のとおり一般事務用コンピュータ機器を購入する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- |   |        |  |      |
|---|--------|--|------|
| 1 | 品名及び数量 | 一般事務用コンピュータ機器（モバイルノート型パソコン）                  | 800台 |
| 2 | 購入の目的  | 耐用年数経過による機器の更新                               |      |
| 3 | 購入方法   | 指名競争入札                                       |      |
| 4 | 購入金額   | 69,194,400円                                  |      |
| 5 | 購入の相手方 | 今治市東村五丁目9番47号<br>アカマツ株式会社 今治営業所<br>所長 曾我部 佳彦 |      |

「参 考」

一般事務用コンピュータ機器（モバイルノート型パソコン）入札結果

業 者 名	入 札 金 額
アカマツ株式会社 今治営業所	69,194,400 円
四国通建株式会社	70,048,000
ケーオー商事株式会社	81,523,200
BEMAC株式会社	85,360,000
越智電機産業株式会社	86,240,000
株式会社IJC	86,592,000
株式会社スジャ	89,200,000
有限会社大喜	104,280,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



財産の取得について（高規格救急自動車）

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 品名、規格及び数量 | 高規格救急自動車（2,500ccクラス、ガソリン車、4WD、オートマチック仕様、高度救命処置用資機材含む。） 1台 |
| 2 購入の目的     | 中央消防署東分署に配備の高規格救急自動車の更新                                   |
| 3 購入方法      | 指名競争入札  |
| 4 購入金額      | 43,300,000円   |
| 5 購入の相手方    | 今治市土橋町一丁目5番20号<br>愛媛トヨタ自動車株式会社 今治店<br>店長 重松 晃輔            |

「参 考」

高規格救急自動車入札結果

業 者 名	入 札 金 額
愛媛トヨタ自動車株式会社 今治店	43,300,000 円
愛媛日産自動車株式会社 今治別宮店	44,850,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



財産の取得について（校務用パソコン）

次のとおり校務用パソコンを購入する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 品名及び数量 | 校務用パソコン（別紙内訳書のとおり）                          |
| 2 購入の目的  | 今治市立小中学校における事務作業環境の整備                       |
| 3 購入方法   | 指名競争入札                                      |
| 4 購入金額   | 56,017,500円                                 |
| 5 購入の相手方 | 今治市南大門町一丁目1番地の15<br>四国通建株式会社<br>代表取締役 高木 康弘 |

「別 紙」

校務用パソコン内訳書

区 分	品 名	数 量
校務用パソコン	小学校分	308台
	中学校分	177台

「参 考」

校務用パソコン入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	56,017,500 円
アカマツ株式会社	58,685,000
ケーオー商事株式会社	60,152,125
株式会社 I J C	60,712,300
株式会社スジャ	65,135,500
有限会社大喜	67,221,000
越智電機産業株式会社	68,821,500
B E M A C 株式会社	69,355,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（学習用タブレット端末）

次のとおり学習用タブレット端末を購入する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 品名及び数量 学習用タブレット端末 9,803台
- 2 購入の目的 児童生徒が使用する学習用タブレット端末の更新
- 3 購入方法 随意契約
- 4 購入金額 517,598,400円
- 5 購入の相手方 今治市南大門町一丁目1番地の15  
四国通建株式会社  
代表取締役 高木 康弘

「参 考」

愛媛県G I G Aスクール推進協議会による入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	4,724,966,400 円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

参加団体数量一覧

団体名	端 末	
	台数	金額
松山市	41,456台	2,188,876,800円
今治市	9,785台	516,648,000円
八幡浜市	1,981台	104,596,800円
新居浜市	8,738台	461,366,400円
西条市	8,629台	455,611,200円
大洲市	3,126台	165,052,800円
伊予市	2,870台	151,536,000円
西予市	2,140台	112,992,000円
東温市	2,910台	153,648,000円
上島町	318台	16,790,400円
松前町	2,868台	151,430,400円
砥部町	1,735台	91,608,000円
内子町	991台	52,324,800円
伊方町	158台	8,342,400円
松野町	201台	10,612,800円
鬼北町	546台	28,828,800円
愛南町	1,026台	54,172,800円
篠山小中学校組合	10台	528,000円

※令和7年3月1日時点の令和7年度児童生徒見込数から算出した台数

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



今治市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

今治市の特定の事務を取り扱う郵便局を次のとおり指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 指定する郵便局

イオンモール今治新都市内郵便局（今治市にぎわい広場1番地1）

2 指定する郵便局で取り扱う事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第2条第6号の規定に基づく個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号の規定に基づく個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (3) 法第2条第8号の規定に基づく個人番号カードの交付の申請の受付及び当該申請に係る

個人番号カードの引渡し、個人番号カードの記録事項に変更があったときの届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じたうえでの引渡しに関する事務

- (4) 法第2条第9号の規定に基づく個人番号カードの交付に当たり電子情報処理組織（今治市の使用に係る電子計算機と指定する郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務

### 3 指定の期間

令和7年11月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該指定期間の満了の3か月前までに、今治市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

「参 照」

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜すい）

（郵便局の指定等）

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

- （1） その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
- （2） 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備（前条第9号に掲げる事務にあつては、第2号措置を適正かつ確実にを行うために必要な施設及び設備を含む。）として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。
- （3） 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置（前条第9号に掲げる事務にあつては、第2号措置を適正かつ確実にを行うために必要な措置を含む。）として総務省令で定める措置が講じられていること。
- （4） その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



今治市辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、今治市辺地総合整備計画を策定することについて議会の議決を求める。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の  
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

# 今治市辺地総合整備計画

(令和7年度～11年度)

愛媛県今治市

# 総合整備計画書

愛媛県今治市 松尾辺地  
 (辺地の人口 76人 面積 2.7km<sup>2</sup>)  
 (参考 辺地の世帯数 41世帯)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾
- (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町松尾 57 番地 1
- (3) 辺地度点数 102 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

松尾地域は、菊間町中心部から南東へ3kmのところのところに位置し、民家は山あい集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあつては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。

県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。

本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。

本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を經由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。

## 3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主 体名	区分	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
県営一般農道 (歌仙地区) 3期	愛媛県		86,000	64,500	21,500	21,500
合 計			86,000	64,500	21,500	21,500

## 総合整備計画書

愛媛県今治市 田之尻辺地  
 (辺地の人口 117人 面積 1.7km<sup>2</sup>)  
 (参考 辺地の世帯数 61世帯)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町田之尻
- (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町田之尻 737番地
- (3) 辺地度点数 109点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

田之尻地域は、菊間町中心部から南西へ約3kmのところのところに位置し、民家は山あい集中し、主な産業は第1次産業（農業）である。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高くなっている。本地域と国道196号線及び県道才之原菊間線を結ぶ市道菊間馬背線は地域において非常に需要の高い主要幹線道路となっているが、部分的に自然法面の路肩があり、豪雨等にて法面が侵食し、崩落している箇所や路面沈下・クラック等が生じ、通行に支障をきたしている。

本路線の整備を行なうことで、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。

### 3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
市道菊間馬背線	今治市		5,000		5,000	5,000
合 計			5,000		5,000	5,000

# 総合整備計画書

愛媛県今治市 野々江辺地  
 (辺地の人口 399人 面積 7.0k㎡)  
 (参考 辺地の世帯数 220世帯)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町野々江
- (2) 地域の中心の位置 今治市大三島町野々江 336 番地
- (3) 辺地度点数 114 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

野々江地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業である。

水産業共同加工施設は、平成 17 年度に設置し、地域の水産物を加工・処理するための施設である。

施設内の空調設備が耐用年数超過による老朽化で、施設内の温度調整ができなくなっており、水産物の管理・保管に支障をきたすとともに、夏場における従業員の熱中症等のリスクがあり、早急な更新が必要である。

施設機能の更新により、漁労活動の円滑化及び安全性の確保、施設の機能向上を図ることができる。

## 3 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
共同加工施設	愛媛県漁協 大三島支所	2,640	1,440	1,200	1,200
合計		2,640	1,440	1,200	1,200

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1-260	郷八反地7号線	今治市郷桜井三丁目	
		今治市郷桜井三丁目	
2-572	東村浜新開4号線	今治市東村一丁目	
		今治市東村一丁目	
2-573	東村浜新開5号線	今治市東村一丁目	
		今治市東村一丁目	
2-574	上徳立青木2号線	今治市上徳	
		今治市上徳	
2-575	小幡2号線	今治市上徳	
		今治市上徳	
2-576	富田駅北秋元線	今治市上徳	
		今治市上徳	
2-577	上徳秋元線	今治市上徳	
		今治市上徳	

2-578	徳森小黒線	今治市高市	
		今治市高市	
2-579	衣干平田1号線	今治市衣干町三丁目	
		今治市衣干町三丁目	
2-580	衣干平田2号線	今治市衣干町三丁目	
		今治市衣干町三丁目	
2-581	北鳥生20号線	今治市北鳥生四丁目	
		今治市北鳥生四丁目	
2-582	土橋町12号線	今治市土橋町二丁目	
		今治市土橋町二丁目	
2-583	六ヶ内14号線	今治市郷六ヶ内町一丁目	
		今治市郷六ヶ内町一丁目	
2-584	六ヶ内15号線	今治市郷新屋敷一丁目	
		今治市郷新屋敷一丁目	
2-585	郷新屋敷町6号線	今治市郷新屋敷一丁目	
		今治市郷新屋敷一丁目	
2-586	郷新屋敷町7号線	今治市郷本町二丁目	
		今治市郷本町二丁目	
2-587	郷本町7号線	今治市郷本町一丁目	
		今治市郷本町一丁目	
2-588	郷本町八ツ目線	今治市郷本町三丁目	
		今治市郷本町三丁目	
2-589	徳重4号線	今治市徳重	
		今治市徳重	
2-590	五十嵐大株線	今治市五十嵐	
		今治市五十嵐	
3-527	吹揚小学校北線	今治市黄金町三丁目	
		今治市黄金町三丁目	
3-528	別宮明処新開線	今治市別宮町六丁目	
		今治市別宮町六丁目	

3-529	日吉町2号支線	今治市南日吉町一丁目	
		今治市南日吉町一丁目	
3-530	日吉中川原線	今治市南日吉町二丁目	
		今治市南日吉町二丁目	
3-531	上河原8号線	今治市蒼社町二丁目	
		今治市蒼社町二丁目	
3-532	日吉鍛冶ノ上線	今治市北日吉町二丁目	
		今治市北日吉町二丁目	
3-533	馬越安和地三島野線	今治市馬越町二丁目	
		今治市馬越町二丁目	
3-534	片山高崎線	今治市片山二丁目	
		今治市片山二丁目	
3-535	小泉実入線	今治市小泉四丁目	
		今治市小泉五丁目	
3-536	小泉実入2号線	今治市小泉四丁目	
		今治市小泉四丁目	
3-537	松ノ中9号線	今治市高橋	
		今治市高橋	
3-538	箕ノ越8号線	今治市山路	
		今治市山路	
4-410	近見鶴免線	今治市近見町二丁目	
		今治市近見町二丁目	
4-411	石井池田線	今治市石井町四丁目	
		今治市石井町四丁目	
4-412	石井古別宮線	今治市石井町三丁目	
		今治市石井町三丁目	
4-413	石井古別宮2号線	今治市石井町三丁目	
		今治市石井町三丁目	
4-414	石井大久保線	今治市石井町三丁目	
		今治市石井町三丁目	

4-415	柳ヶ内 4 号線	今治市波止浜	
		今治市波止浜	
4-416	中堀12号線	今治市中堀一丁目	
		今治市中堀一丁目	
4-417	波止浜新町 5 号線	今治市波止浜二丁目	
		今治市波止浜二丁目	
4-418	畑井田住宅 7 号線	今治市延喜	
		今治市延喜	
4-419	畑井田住宅 8 号線	今治市延喜	
		今治市延喜	
4-420	土居崎住宅 4 号線	今治市杣田	
		今治市杣田	
7-165	郷団地 6 号線	今治市波方町大浦	
		今治市波方町大浦	
7-166	向新開 3 号線	今治市波方町樋口	
		今治市波方町樋口	
8-342	又兵衛 3 号線	大西町新町	
		大西町新町	
8-343	大西榎 3 号線	大西町宮脇	
		大西町宮脇	
8-344	大西丸山 3 号線	大西町新町	
		大西町新町	
8-345	滝本支線	今治市大西町脇	
		今治市大西町脇	

「参 照」

## 道路法（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「参 考」

市道認定路線一覧表

整理番号 (図面対照番号)	路 線 名	起 点	敷地の幅員		延長
		終 点	現況	計画	
1-260	郷八反地 7 号線	今治市郷桜井三丁目522番10先	m 4.0	m	m 107.0
		今治市郷桜井三丁目522番15先			
2-572	東村浜新開 4 号線	今治市東村一丁目甲859番36先	4.0 ~4.2		74.2
		今治市東村一丁目甲859番35先			
2-573	東村浜新開 5 号線	今治市東村一丁目甲862番10先	4.5 ~6.0		128.9
		今治市東村一丁目甲862番14先			
2-574	上徳立青木 2 号線	今治市上徳甲468番 3 先	4.9		105.2
		今治市上徳甲468番10先			
2-575	小幡 2 号線	今治市上徳甲609番19先	4.5		27.4
		今治市上徳甲609番20先			
2-576	富田駅北秋元線	今治市上徳乙90番 6 先	4.0		28.8
		今治市上徳乙90番 7 先			
2-577	上徳秋元線	今治市上徳乙 4 番 7 先	6.0		38.7
		今治市上徳乙 4 番10先			
2-578	徳森小黒線	今治市高市甲270番 1 先	4.0 ~6.0		155.5
		今治市高市甲186番 1 先			
2-579	衣干平田 1 号線	今治市衣干町三丁目121番 1 先	6.0		49.1
		今治市衣干町三丁目121番 8 先			
2-580	衣干平田 2 号線	今治市衣干町三丁目111番 8 先	6.0		37.9
		今治市衣干町三丁目111番10先			
2-581	北鳥生20号線	今治市北鳥生四丁目526番11先	4.2		34.0
		今治市北鳥生四丁目526番 9 先			
2-582	土橋町12号線	今治市土橋町二丁目187番 1 先	4.2		72.9
		今治市土橋町二丁目190番先			

2-583	六ヶ内14号線	今治市郷六ヶ内町一丁目181番30先	4.7		91.7
		今治市郷六ヶ内町一丁目181番23先			
2-584	六ヶ内15号線	今治市郷新屋敷一丁目168番12先	5.0		92.6
		今治市郷新屋敷一丁目168番6先			
2-585	郷新屋敷町6号線	今治市郷新屋敷一丁目239番4先	6.0		70.8
		今治市郷新屋敷一丁目239番8先			
2-586	郷新屋敷町7号線	今治市郷本町二丁目270番1先		4.0	113.6
		今治市郷本町二丁目275番3先			
2-587	郷本町7号線	今治市郷本町一丁目516番14先	4.0		69.9
		今治市郷本町一丁目516番11先			
2-588	郷本町八ツ目線	今治市郷本町三丁目799番3先	4.7		69.0
		今治市郷本町三丁目799番7先			
2-589	徳重4号線	今治市徳重255番1先		4.0	98.1
		今治市徳重248番1先			
2-590	五十嵐大株線	今治市五十嵐甲164番1先		4.0	69.2
		今治市五十嵐甲198番1先			
3-527	吹揚小学校北線	今治市黄金町三丁目2番38先	6.0		44.1
		今治市黄金町三丁目2番36先			
3-528	別宮明処新開線	今治市別宮町六丁目327番3先	6.0		34.3
		今治市別宮町六丁目327番10先			
3-529	日吉町2号支線	今治市南日吉町一丁目甲71番1先	6.0		73.0
		今治市南日吉町一丁目甲71番9先			
3-530	日吉中川原線	今治市南日吉町二丁目甲208番10先	4.0 ~4.7		102.2
		今治市南日吉町二丁目甲208番10先			
3-531	上河原8号線	今治市蒼社町二丁目8番17先	4.7		40.0
		今治市蒼社町二丁目8番19先			
3-532	日吉鍛冶ノ上線	今治市北日吉町二丁目甲1063番5先	5.0		40.0
		今治市北日吉町二丁目甲1062番2先			
3-533	馬越安和地三島野線	今治市馬越町二丁目甲145番6先	4.7		97.1
		今治市馬越町二丁目甲210番13先			

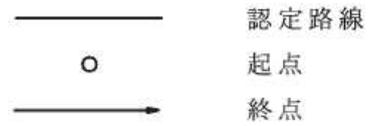
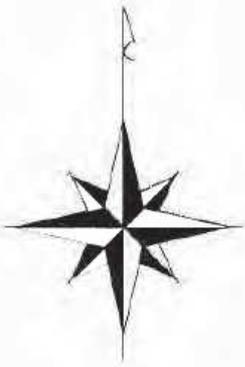
3-534	片山高崎線	今治市片山二丁目283番10先	6.0		68.9
		今治市片山二丁目306番12先			
3-535	小泉実入線	今治市小泉四丁目169番18先	6.0		81.4
		今治市小泉五丁目97番30先			
3-536	小泉実入2号線	今治市小泉四丁目169番22先	4.7		29.8
		今治市小泉四丁目169番29先			
3-537	松ノ中9号線	今治市高橋甲526番2先	4.0		39.5
		今治市高橋甲505番3先			
3-538	箕ノ越8号線	今治市山路909番17先	4.3		69.2
		今治市山路909番11先			
4-410	近見鶴免線	今治市近見町二丁目279番1先	4.3 ~4.7		44.8
		今治市近見町二丁目279番5先			
4-411	石井池田線	今治市石井町四丁目601番12先	6.0		65.5
		今治市石井町四丁目594番6先			
4-412	石井古別宮線	今治市石井町三丁目498番5先	6.0		38.2
		今治市石井町三丁目498番13先			
4-413	石井古別宮2号線	今治市石井町三丁目574番3先	4.7 ~6.0		161.5
		今治市石井町三丁目573番5先			
4-414	石井大久保線	今治市石井町三丁目575番5先	6.0		50.9
		今治市石井町三丁目575番9先			
4-415	柳ヶ内4号線	今治市波止浜51番4先	6.0		51.3
		今治市波止浜49番4先			
4-416	中堀12号線	今治市中堀一丁目174番72先	4.7		35.3
		今治市中堀一丁目174番36先			
4-417	波止浜新町5号線	今治市波止浜二丁目289番3先	4.7		25.0
		今治市波止浜二丁目289番5先			
4-418	畑井田住宅7号線	今治市延喜甲251番9先	6.0		67.7
		今治市延喜甲251番11先			
4-419	畑井田住宅8号線	今治市延喜甲336番1先	4.0		67.6
		今治市延喜甲336番1先			

4-420	土居崎住宅 4 号線	今治市杣田甲 2 番22先	4.2		74.9
		今治市杣田甲 2 番26先			
7-165	郷団地 6 号線	今治市波方町大浦乙449番70先	4.7		107.9
		今治市波方町大浦乙449番135先			
7-166	向新開 3 号線	今治市波方町樋口甲48番 8 先	6.0		40.2
		今治市波方町樋口甲48番10先			
8-342	又兵衛 3 号線	大西町新町甲686番21先	5.3		112.6
		大西町新町甲686番 8 先			
8-343	大西榎 3 号線	大西町宮脇甲1525番10先	6.0		40.7
		大西町宮脇甲1525番 9 先			
8-344	大西丸山 3 号線	大西町新町甲766番 8 先	6.0		62.7
		大西町新町甲766番12先			
8-345	滝本支線	今治市大西町脇甲1039番10先	4.2		73.6
		今治市大西町脇甲1039番16先			

【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

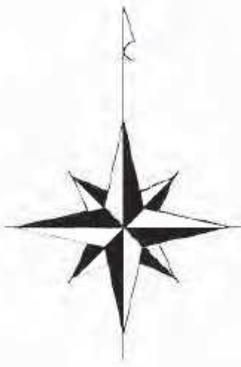
縮尺 1 : 10000



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



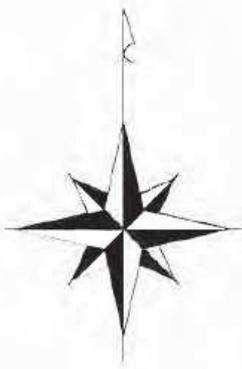
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



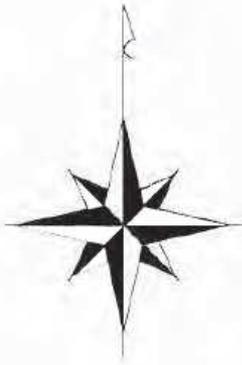
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

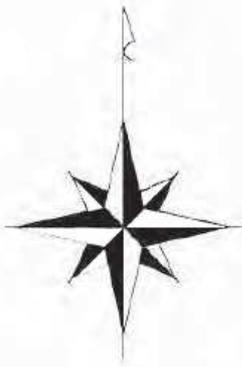
縮尺 1 : 10000



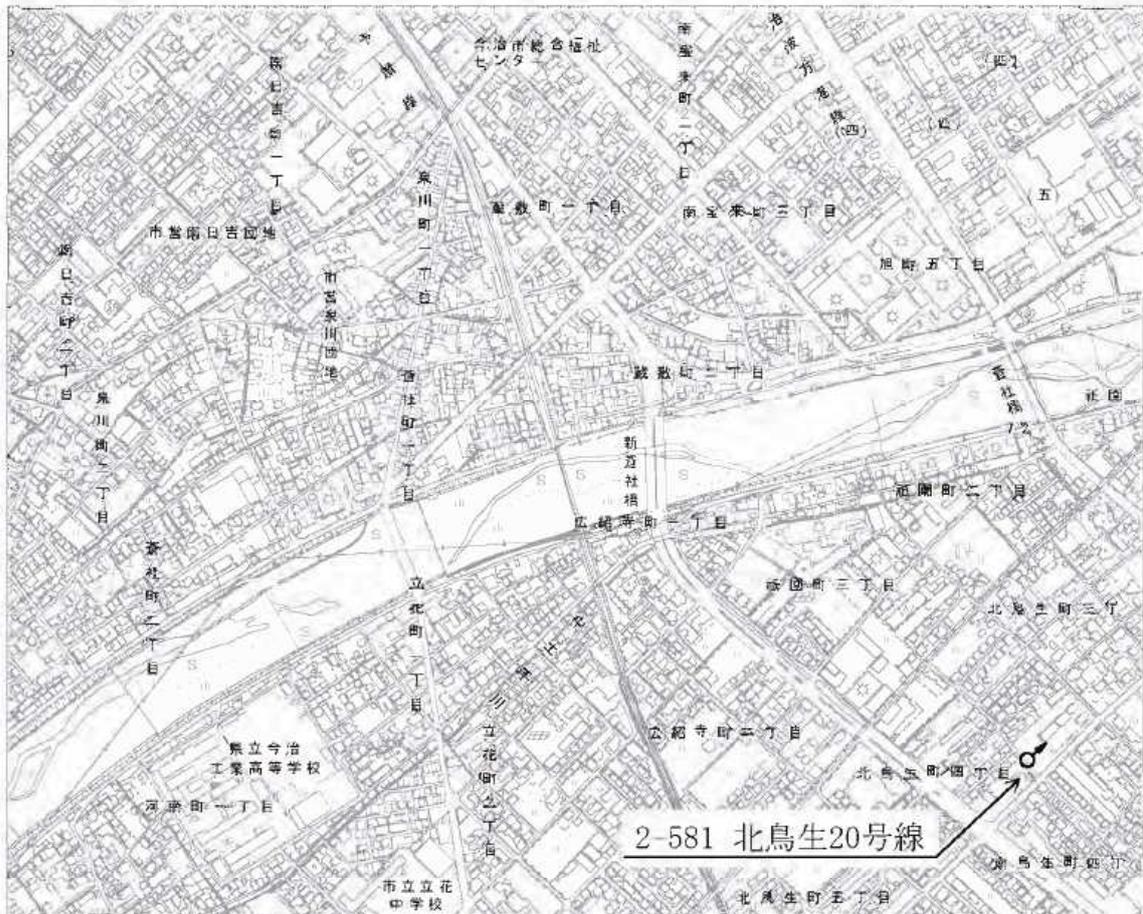
【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



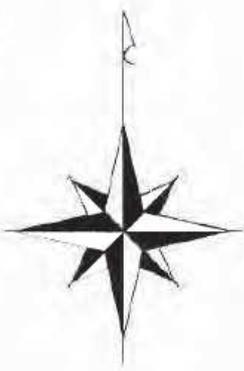
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



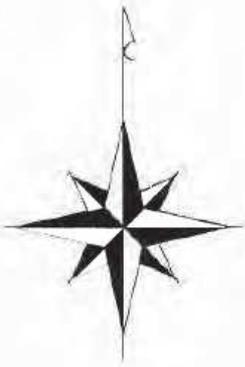
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



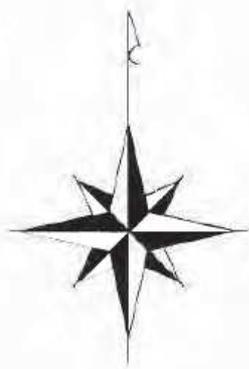
- 認定路線
- 起点
- 終点



【参考】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



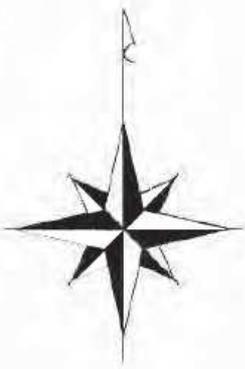
— 認定路線  
○ 起点  
→ 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



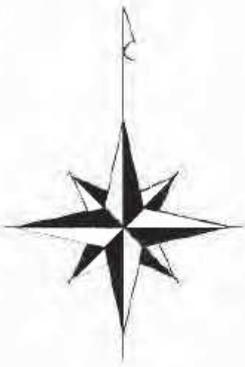
- 認定路線
- 起点
- 終点



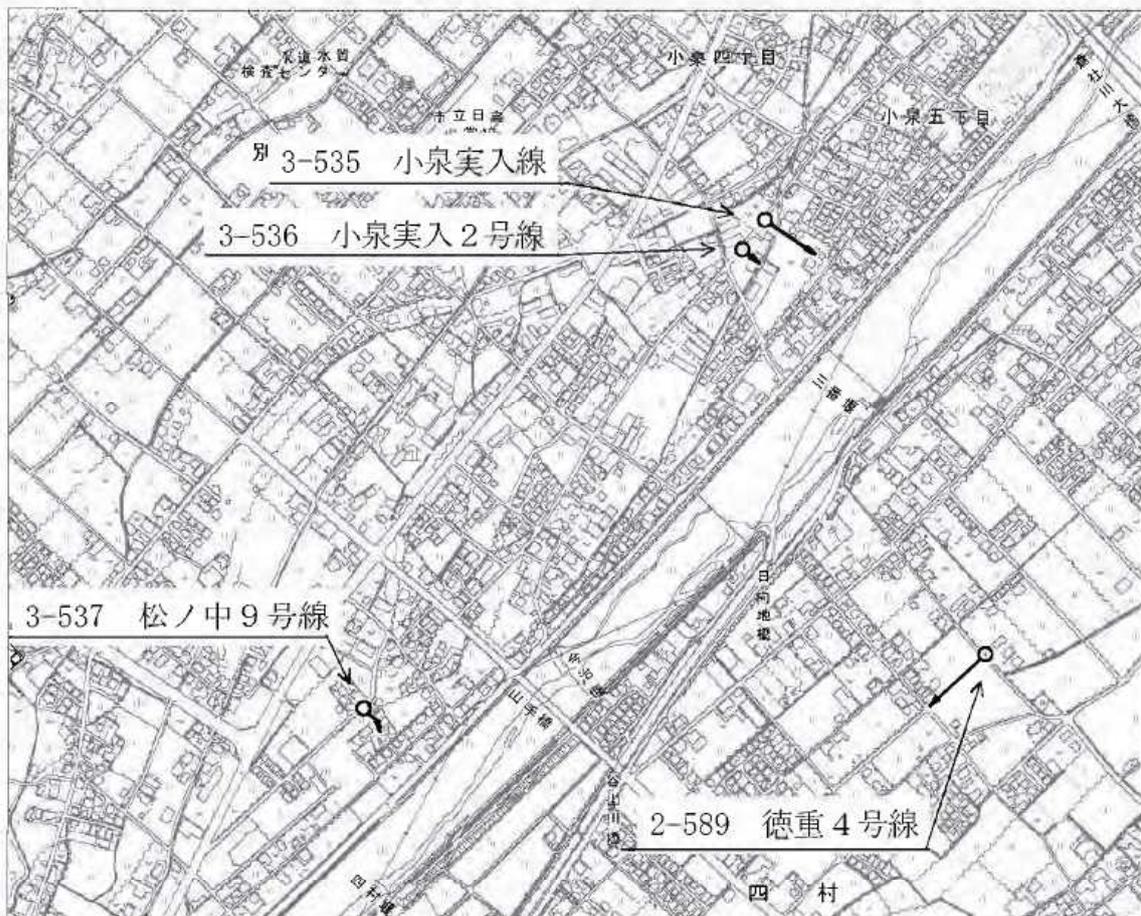
【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



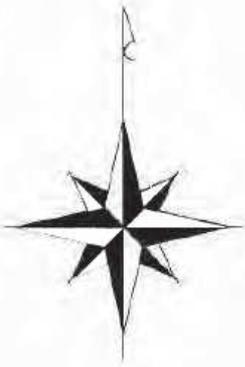
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



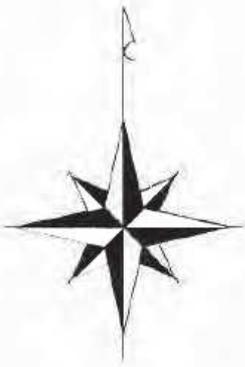
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



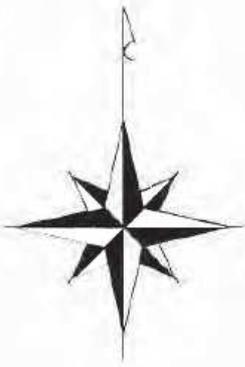
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



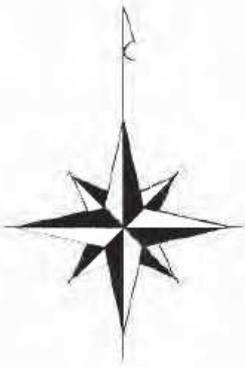
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



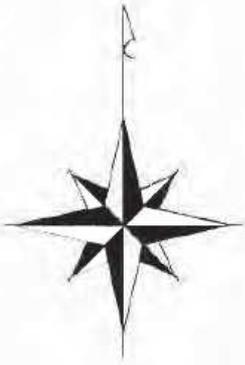
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



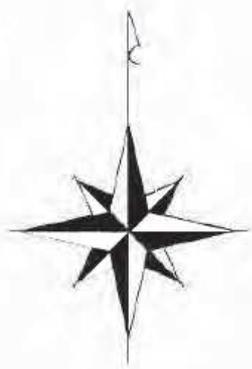
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



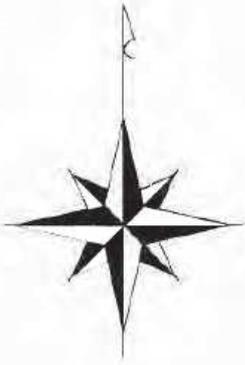
- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

# 市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



- 認定路線
- 起点
- 終点





専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・令和6年度 今治市一般会計補正予算（第9号）
- ・今治市市税条例の一部を改正する条例制定について
- ・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- ・今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・令和7年度 今治市一般会計補正予算（第1号）
- ・令和7年度 今治市一般会計補正予算（第2号）

「参 照」

## 地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和6年度今治市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度今治市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ288,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,099,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項
16 県支出金	1 県負担金
18 寄 附 金	1 寄 附 金
20 繰 越 金	1 繰 越 金
歳 入 合 計	



歳 出

款	項
3 民 生 費	4 災害救助費
7 商 工 費	1 商 工 費
9 消 防 費	1 消 防 費
10 教 育 費	5 保健体育費
歳 出 合 計	









(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
0	4,000	0	0	0
0	0	0	60,000	0
0	0	0	0	28,000
0	0	0	196,300	0
0	4,000	0	256,300	28,000

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
16 県支出金	6,514,346	4,000	6,518,346
1 県負担金	4,217,854	4,000	4,221,854
1 民生費県負担金	3,920,782	4,000	3,924,782
18 寄 附 金	5,428,412	256,300	5,684,712
1 寄 附 金	5,428,412	256,300	5,684,712
1 一般寄附金	3,198,852	196,300	3,395,152
8 商工費寄附金	2,100,000	60,000	2,160,000
20 繰 越 金	3,204,738	28,000	3,232,738
1 繰 越 金	3,204,738	28,000	3,232,738
1 繰 越 金	3,204,738	28,000	3,232,738
歳 入 合 計	88,810,799	288,300	89,099,099

一般会計 歳入 (県支出金・寄 附 金・繰 越 金)

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
8 災害救助費	4,000	災害救助費繰替支弁費交付金	
1 一般寄附	196,300	一般寄附金 (ふるさと納税・スポーツ版)	31,300
		一般寄附金 (企業版ふるさと納税)	165,000
1 商工振興費	60,000	海事都市今治未来基金積立金	
1 繰越金	28,000	繰越金	

### 3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民 生 費	34,340,274	4,000	34,344,274	4,000	0
4 災害救助費	5	4,000	4,005	4,000	0
1 災害救助費	5	4,000	4,005	4,000	0
				(内訳) 県支出金 4,000	
7 商 工 費	5,800,296	60,000	5,860,296	60,000	0
1 商 工 費	5,800,296	60,000	5,860,296	60,000	0
2 商工振興費	3,086,670	60,000	3,146,670	60,000	0
				(内訳) 寄附金 60,000	
9 消 防 費	3,435,869	28,000	3,463,869	0	28,000
1 消 防 費	3,435,869	28,000	3,463,869	0	28,000
1 常備消防費	2,183,787	21,500	2,205,287	0	21,500
5 災害対策費	186,213	6,500	192,713	0	6,500
10 教 育 費	8,195,896	196,300	8,392,196	196,300	0
5 保健体育費	2,187,703	196,300	2,384,003	196,300	0
1 保健体育総務費	371,773	196,300	568,073	196,300	0
				(内訳) 寄附金 196,300	
歳 出 合 計	88,810,799	288,300	89,099,099	260,300	28,000

一般会計 歳出 (民生費・商工費・消防費・教育費)

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報 酬	150	嘱託員	災害救助費
3 職員手当等	3,650	時間外勤務手当 3,350 管理職員特別勤務手当 300	4,000
12 委 託 料	200	その他委託料 災害ボランティアセンター事業委託料	
24 積 立 金	60,000	海事都市今治未来基金積立金	海事都市推進事業費 60,000
3 職員手当等	20,000	時間外勤務手当	職員給与費
10 需 用 費	1,500	燃料費 500 食糧費 1,000	20,000 消防活動費 1,000 常備消防施設管理費 500
3 職員手当等	6,500	時間外勤務手当 4,900 管理職員特別勤務手当 1,600	災害対策費 6,500
24 積 立 金	196,300	スポーツ振興基金積立金	スポーツ振興基金費 196,300

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正後	長 等	4	-	35,112	50,755	85,867	8,751	94,618	
	議 員	30	177,368	-	60,752	238,120	52,076	290,196	
	そ の 他	4,939	283,152	-	-	283,152	-	283,152	
	計	4,973	460,520	35,112	111,507	607,139	60,827	667,966	
補正前	長 等	4	-	35,112	50,755	85,867	8,751	94,618	
	議 員	30	177,368	-	60,752	238,120	52,076	290,196	
	そ の 他	4,939	283,152	-	-	283,152	-	283,152	
	計	4,973	460,520	35,112	111,507	607,139	60,827	667,966	
比 較	長 等	0	-	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	-	-	0	-	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当は通勤手当(長等)、期末手当(年間支給率 3.45月分)及び退職手当

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2,739	1,320,000	5,729,135	4,612,080	11,661,215	2,115,306	13,776,521	
補正前	2,739	1,319,850	5,729,135	4,581,930	11,630,915	2,115,306	13,746,221	
比 較	0	150	0	30,150	30,300	0	30,300	

(本会計における計上職員数は2,739人及び1人(5月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補正後	143,637	2,522	81,340	129,238	14,655	434,894
	補正前	143,637	2,522	81,340	129,238	14,655	406,644	640
	比 較	0	0	0	0	0	28,250	0
	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義務教育等 教員特別手当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補正後	16,804	204,381	1,496,575	1,228,237	732	776,735	81,690
	補正前	14,904	204,381	1,496,575	1,228,237	732	776,735	81,690
	比 較	1,900	0	0	0	0	0	0

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,207	-	4,624,626	3,690,886	8,315,512	1,566,293	9,881,805	
補正前	1,207	-	4,624,626	3,660,736	8,285,362	1,566,293	9,851,655	
比 較	0	-	0	30,150	30,150	0	30,150	

(本会計における計上職員数は1,207人及び1人(5月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補正後	143,637	2,522	81,340	105,931	11,701	396,456
補正前	143,637	2,522	81,340	105,931	11,701	368,206	600	
比 較	0	0	0	0	0	28,250	0	
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当	
	補正後	16,804	204,381	1,037,145	840,416	732	767,531	81,690
補正前	14,904	204,381	1,037,145	840,416	732	767,531	81,690	
比 較	1,900	0	0	0	0	0	0	

## イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,532	1,320,000	1,104,509	921,194	3,345,703	549,013	3,894,716	
補正前	1,532	1,319,850	1,104,509	921,194	3,345,553	549,013	3,894,566	
比 較	0	150	0	0	150	0	150	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補正後	-	-	-	23,307	2,954	38,438
補正前	-	-	-	23,307	2,954	38,438	40	
比 較	-	-	-	0	0	0	0	
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当	
	補正後	-	-	459,430	387,821	-	9,204	-
補正前	-	-	459,430	387,821	-	9,204	-	
比 較	-	-	0	0	-	0	-	

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説	明	備	考
職員 手当	30,150	制度改正に伴う増減分	-			
		昇給に伴う増加分	-			
		その他の増減分	30,150	業務量の変動に伴う増減分	30,150	
				時間外勤務手当	28,250	
				管理職員特別勤務手当	1,900	

今治市市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。



## 今治市市税条例の一部を改正する条例

今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第71条第3項第5号中「前項第3号」を「第1項第3号」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの  
年額 2,000円

第89条第3項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第3項中「障害者等又は」を「障害者等若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カード

をいう。次項において同じ。)を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。第91条第8項中「基く」を「基づく」に改める。

第139条の3第3項第3号中「前項第2号」を「第1項第2号」に改める。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に省令附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項各号列記以外の部分中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同項第2号及び第3号中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号

オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを省令附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の省令附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の今治市市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の今治市市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、今治市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 今治市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。



当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法

当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額

\_\_\_\_\_を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法

第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（省令第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

## 2～10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有する

第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（省令第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

## 2～10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有する

ものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計

ものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族\_\_\_\_\_の氏名

(4) 略

2～6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。） \_\_\_\_\_

所得金額が85万円以下であるものに限る。)

を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 略

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

4 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、そ

を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族\_\_\_\_\_の氏名

(4) 略

2～5 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 略

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

4 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、そ

れぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの  
又は定格出力が0.6キロワット以下のもの  
(ウ及びオに掲げるものを除く。)  
年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) 略

れぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの  
又は定格出力が0.6キロワット以下のもの  
(エ\_\_\_\_\_に掲げるものを除く。)  
年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は\_\_\_\_\_定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は\_\_\_\_\_定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 略

3 前項の申請は、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

4 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 略

3 前項の申請は、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精

(種別割の減免)

第89条 略

2 略

3 前項の申請は、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 \_\_\_\_\_

(6)～(8) 略

4 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 略

3 前項の申請は、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精

神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された障害者等若しくは障害者等と生計を一にする者若しくは障害者等（障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出することにより行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された障害者等又は障害者等と生計を一にする者若しくは障害者等（障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示する

\_\_\_\_\_とともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出することにより行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び \_\_\_\_\_有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

5 略

6 略

7 略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2～7 略

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として150円を納めなければならない。

9 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 略

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 減免を受けようとする事由及び第1項第2号の土地にあっては、その被害の状況

4 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定

4 略

5 略

6 略

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2～7 略

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基くときは、弁償金として150円を納めなければならない。

9 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 略

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあっては、その被害の状況

4 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定



15 略

16 略

14 略

15 略

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家

屋の敷地の用に供する土地として使用する  
ことができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収  
に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項にお  
いて準用する場合を含む。)の規定の適用を  
受ける土地に係る令和5年度分及び令和6  
年度分の固定資産税については、第74条の規  
定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定  
被災共用土地(以下この項において「特定被  
災共用土地」という。)に係る固定資産税額  
の按分の申出は、同項に規定する特定被災共  
用土地納税義務者(以下この項において「特  
定被災共用土地納税義務者」という。)の代  
表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項  
を記載した申出書を市長に提出して行わな  
ければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人  
番号又は法人番号(個人番号又は法人番号  
を有しない者にあつては、住所及び氏名又  
は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目  
及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16  
条の2第3項に規定する被災区分所有家  
屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面  
積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住  
所及び氏名並びに当該各特定被災共用土  
地納税義務者の当該特定被災共用土地に

係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号

若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人



の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) 略

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和7年度分及び令和8年度分の固定資産税については、第74条の規

の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) 略

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規

定は適用しない。

- 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 略

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

定は適用しない。

- 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 略

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第

92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の  
売渡し若しくは消費等（次項において「売渡  
し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第  
92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、  
第93条の2の規定により製造たばことみな  
されるものを含む。以下この条において同  
じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本  
数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分  
の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各  
号に定める方法により換算した紙巻たばこ  
（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをい  
う。以下この項及び次項において同じ。）の  
本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号  
に規定する葉たばこをいう。）を原料の全  
部又は一部としたものを紙その他これに  
類する材料のもので巻いた加熱式たばこ  
（当該葉たばこを原料の全部又は一部と  
したものを省令附則第8条の4の2に規  
定するところにより直接加熱すること  
によって喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターそ  
の他の省令附則第8条の4の3に規定す  
るものに係る部分の重量を除く。以下この  
項から第3項までにおいて同じ。）の0.35  
グラムをもって紙巻たばこの1本に換算  
する方法。ただし、当該加熱式たばこの1  
本当たりの重量が0.35グラム未満である  
場合にあつては、当該加熱式たばこの1本  
をもって紙巻たばこの1本に換算する方

法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ  
こ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラム  
をもって紙巻たばこの1本に換算する方  
法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごと  
の1個当たりの重量が4グラム未満であ  
る場合にあっては、当該加熱式たばこの品  
目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本  
に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同  
項第1号ただし書の規定の適用を受けるも  
の及び同項第2号ただし書の規定の適用を  
受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこ  
の本数に換算する場合における計算は、売渡  
し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの  
1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品  
目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号  
に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を  
紙巻たばこの本数に換算する方法により行  
うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの  
品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未  
満の端数がある場合には、その端数を切り捨  
てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93  
条の2の規定により製造たばことみなされ  
るものに限る。)のうち、次に掲げるもの  
については、同号ただし書の規定は、適用しな  
い。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこ  
と併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ

(第93条の2の規定により製造たばこと  
みなされるものを除く。)と併せて喫煙の  
用に供される加熱式たばこ(同条の規定に  
より製造たばことみなされるものに限  
る。)であって当該加熱式たばこのみの品  
目のもの

---

---

---

---

---

---

---



今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。



## 今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第26条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

第26条の2第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p>
<p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超え</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超え</p>

る場合には、26万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

る場合には、24万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための  
固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。



今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の  
ための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年今治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化  
のための固定資産税の特例措置に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して令和10年3月31日までに、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）を行う者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する要件に該当する対象施設を、承認地域経済牽引事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が1月2日から3月31日までのときは、翌々年度）以後3年度分に限り、省令第3条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して令和7年3月31日までに、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）を行う者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する要件に該当する対象施設を、承認地域経済牽引事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が1月2日から3月31日までのときは、翌々年度）以後3年度分に限り、省令第3条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。</p> <p>2 略</p>

令和7年度今治市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度今治市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,368,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年4月23日 提出

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項
16 県支出金	
	1 県負担金
20 繰越金	
	1 繰越金
22 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	



歳 出

款	項
3 民 生 費	4 災害救助費
6 農林水産業費	2 林 業 費
9 消 防 費	1 消 防 費
歳 出 合 計	



第2表 地方債補正  
追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	17,500	1 借入先 愛媛県 2 借入方法 普通貸借の方法による。 3 借入時期 令和7年度。	無利子	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、繰上償還、償還年限の短縮をすることができる。







2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
16 県支出金	6,340,935	1,400	6,342,335
1 県負担金	3,780,397	1,400	3,781,797
1 民生費県負担金	3,724,542	1,400	3,725,942
20 繰越金	2,388,908	50,000	2,438,908
1 繰越金	2,388,908	50,000	2,438,908
1 繰越金	2,388,908	50,000	2,438,908
22 市 債	4,966,400	17,500	4,983,900
1 市 債	4,966,400	17,500	4,983,900
2 民生債	35,700	17,500	53,200
歳 入 合 計	81,300,000	68,900	81,368,900

一般会計 歳入 (県支出金・繰越金・市 債)



### 3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民 生 費	32,447,056	18,900	32,465,956	18,900	0
4 災害救助費	5	18,900	18,905	18,900	0
1 災害救助費	5	18,900	18,905	18,900	0
				(内訳) 県支出金 1,400 地方債 17,500	
6 農林水産業費	2,392,390	2,000	2,394,390	0	2,000
2 林 業 費	260,120	2,000	262,120	0	2,000
2 林業振興費	229,053	2,000	231,053	0	2,000
9 消 防 費	3,614,748	48,000	3,662,748	0	48,000
1 消 防 費	3,614,748	48,000	3,662,748	0	48,000
1 常備消防費	2,125,347	17,000	2,142,347	0	17,000
5 災害対策費	364,527	31,000	395,527	0	31,000
歳 出 合 計	81,300,000	68,900	81,368,900	18,900	50,000

一般会計 歳出 ( 民 生 費 ・ 農林水産業費 ・ 消 防 費 )

(単位 千円)

節		説明	目の説明
区分	金額		
10 需用費	200	消耗品費	災害救助費
12 委託料	1,200	その他委託料 災害ボランティアセンター事業委託料	1,400 災害援護資金貸付費
20 貸付金	17,500	災害援護資金貸付金	17,500
12 委託料	2,000	その他委託料 災害復旧計画策定業務委託料	2,000 森林整備事業費
17 備品購入費	17,000	消防用具	17,000 消防活動費
18 負担金補助 及び交付金	31,000	補助金 被災家屋等解体撤去費 10,000 被災事業者施設等解体撤去費 20,000 被災農業用施設等解体撤去費 1,000	31,000 災害対策費

補正予算にかかる地方債の前前年度末における現在高並びに  
前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			補正前の額	補 正 額	計
	補正前の額	補 正 額	計			
3 そ の 他	—	17,500	17,500	15,275,071	17,500	15,292,571
(4) 災 害 援 護 資金貸付金	—	17,500	17,500	—	17,500	17,500
合 計	4,966,400	17,500	4,983,900	50,266,362	17,500	50,283,862

令和7年度今治市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度今治市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ472,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,840,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年5月20日

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項
15 国庫支出金	2 国庫補助金
歳 入 合 計	



歳 出

款	項
3 民生費	1 社会福祉費
歳 出 合 計	





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	11,607,426	472,000	12,079,426
歳入合計	81,368,900	472,000	81,840,900

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	32,465,956	472,000	32,937,956
歳出合計	81,368,900	472,000	81,840,900







3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民 生 費	32,465,956	472,000	32,937,956	472,000	0
1 社会福祉費	17,114,653	472,000	17,586,653	472,000	0
1 社会福祉総務費	2,736,129	472,000	3,208,129	472,000	0
				(内訳) 国庫支出金 472,000	
歳 出 合 計	81,368,900	472,000	81,840,900	472,000	0

一般会計 歳出 (民生費)

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報 酬	3,204	パートタイム会計年度任用職員給(8人)	定額減税補足給付金不足額
3 職員手当等	4,610	時間外勤務手当 4,550 管理職員特別勤務手当 60	給付事業費 472,000
4 共 済 費	535	社会保険料 315 一般職共済組合負担金(会計年度任用職員) 220	
8 旅 費	63	費用弁償	
10 需 用 費	1,988	消耗品費 1,588 印刷製本費 400	
11 役 務 費	9,260	通信運搬費 7,500 手数料 1,760	
12 委 託 料	12,340	その他委託料 6,200 人材派遣委託料 電子計算業務委託料 6,140 定額減税補足給付金不足額給付金システム委 託料	
18 負担金補助 及び交付金	440,000	補助金 定額減税補足給付金不足額給付金	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正後	長 等	4	-	35,112	16,956	52,068	8,751	60,819	
	議 員	28	166,879	-	57,571	224,450	44,653	269,103	
	その他	5,328	320,077	-	-	320,077	-	320,077	
	計	5,360	486,956	35,112	74,527	596,595	53,404	649,999	
補正前	長 等	4	-	35,112	16,956	52,068	8,751	60,819	
	議 員	28	166,879	-	57,571	224,450	44,653	269,103	
	その他	5,328	320,077	-	-	320,077	-	320,077	
	計	5,360	486,956	35,112	74,527	596,595	53,404	649,999	
比較	長 等	0	-	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0	0	0	0	
	その他	0	0	-	-	0	-	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当は通勤手当(長等)、期末手当(年間支給率 3.45月分)及び退職手当

2 一般職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2,744	1,454,837	6,050,267	4,063,353	11,568,457	2,253,593	13,822,050	
補正前	2,736	1,451,633	6,050,267	4,058,743	11,560,643	2,253,058	13,813,701	
比較	8	3,204	0	4,610	7,814	535	8,349	

(本会計における計上職員数は2,744人及び1人(9月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿日直手当
	手 当	補正後	145,047	2,639	79,711	127,212	14,205	389,000
補正前		145,047	2,639	79,711	127,212	14,205	384,450	640
比較		0	0	0	0	0	4,550	0
区 分		管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当	その他手当
内 訳	補正後	10,316	202,275	1,546,806	1,284,869	750	177,730	82,153
	補正前	10,256	202,275	1,546,806	1,284,869	750	177,730	82,153
	比較	60	0	0	0	0	0	0

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,221	-	4,688,089	3,068,845	7,756,934	1,570,499	9,327,433	
補正前	1,221	-	4,688,089	3,064,235	7,752,324	1,570,499	9,322,823	
比較	0	-	0	4,610	4,610	0	4,610	

(本会計における計上職員数は1,221人及び1人(9月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿日直手当
		補正後	145,047	2,639	79,711	105,167	11,359	342,685
補正前	145,047	2,639	79,711	105,167	11,359	338,135	600	
比較	0	0	0	0	0	4,550	0	
内 訳	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	10,316	202,275	1,055,160	859,253	750	171,730	82,153
	補正前	10,256	202,275	1,055,160	859,253	750	171,730	82,153
	比較	60	0	0	0	0	0	0

## イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,523	1,454,837	1,362,178	994,508	3,811,523	683,094	4,494,617	
補正前	1,515	1,451,633	1,362,178	994,508	3,808,319	682,559	4,490,878	
比較	8	3,204	0	0	3,204	535	3,739	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿日直手当
		補正後	-	-	-	22,045	2,846	46,315
補正前	-	-	-	22,045	2,846	46,315	40	
比較	-	-	-	0	0	0	0	
内 訳	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	-	-	491,646	425,616	-	6,000	-
	補正前	-	-	491,646	425,616	-	6,000	-
	比較	-	-	0	-	-	-	-

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説	明	備	考
職員 手当	4,610	制度改正に伴う増減分	-			
		昇給に伴う増加分	-			
		その他の増減分	4,610	業務量の変動に伴う増減分	4,610	
				時間外勤務手当	4,550	
				管理職員特別勤務手当	60	